

岡山県における 遊休樹園地の実態と貸借停滞の要因

山本 晃郎

Unused Orchards in Okayama Prefecture and Reasons
for the Stagnation in Renting and Leasing Them

Akirou Yamamoto

緒 言

農林業センサスの2000年調査結果の概要が明らかにされつつある（岡山県企画振興部統計管理課、2000）。岡山県では、1995年に比べて総農家数が10.2%、地域農業の活力を示す指標である男子生産年齢人口のいる農家数が19.7%減少し、年齢別世帯員のうち高齢化指標となる65歳以上の割合が30%を超え、この5年間で担い手の脆弱化が一段と進んでいる。また、これに伴って総経営耕地面積は9.5%減少し、逆に耕作放棄地は24.6%増加している。

こうしたなかで、農地の有効利用と担い手への集積を目的とした農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会を中心に農地の貸借斡旋への取組みが県下各地で精力的に続けられている。その結果、これまでに8,000haを上回る農地の貸借（以下、流動化と称す）が行われ、流動化率は2000年度末で全国第7位の11.9%の実績を誇る（岡山県農林水産部農業経営課、2001）。しかし、その内訳を地目別にみると、水田が全体の80%以上を占め、それ以外の地目の流動化は総じて低い。特に、樹園地の流動化率はわずか1.6%であり、面積にして58.7haに過ぎない。つまり、果樹については、担い手が脆弱化していくなかで、生産に利用されなくなった樹園地（以下、遊休樹園地と称す）は、流動化に向けて有効な対策が講じられないまま耕作放棄から廃園に向かっていると考えられる。

そこで、本稿では、まず岡山県の果樹生産の動向を農家の質的変化から検証するとともに、本県の果樹を代表するブドウとモモについて、この状況が継続した場合の将来を予測する。次に、樹園地の流動化率が非常に低いため、遊休樹園地化した後の状態に不明な点が多いモモ、露地ブドウ、ナシ（以下、主要果樹と称す）にかかる樹園地の実態を明らかにする。そして最後に、流動化が進展しない要因と流動化促進に向けた産地での取組み課題を摘出する。

本研究を実施するに当たり、将来予測の手法について指導いただいた近畿中国四国農業研究センター総合研究部動向解析研究室の安武室長、またアンケート調査にご協力いただいた県下の農業協同組合（以下、農協と略す）の営農指導員の各位に厚く御礼申し上げる。

調査方法

岡山県の果樹生産の動向は、直近の統計データである2000年農林業センサスでは詳細が2001年12月末で公表されていないため、1985年、1990年及び1995年の農林業センサスから把握した。また、ブドウとモモの生産の将来予測は、同様の理由から1990年から1995年への変化を基に、栽培面積規模別に農家を階層区分したマルコフ分析（全国農業改良普及協会、1998）によって、20年後に当たる2015年の農家数と栽培面積を予測した。

次に、主要果樹にかかる遊休樹園地の実態把握及び遊休樹園地の流動化が進展しない要因の摘出は、1999年9

～10月に主要果樹の農家を組合員にもつ県下主要な46農協を対象にアンケート調査によった。回収は44農協（回収率95.7%、回答者は全員が営農指導員）であり、回収した農協管内の主要果樹栽培面積は県下栽培面積の83.5%に相当していた。

結果及び考察

1. 岡山県の果樹生産動向と将来予測

(1) 果樹生産農家の労働力状況

岡山県における果樹生産は、1985年から1995年の10年間に栽培面積が約20%、農家数が約33%減少していた。この傾向は、「新高」が作付推進されたナシを除いた果樹に共通していた。このうち、主要果樹に限って栽培規模別販売農家の推移を表1でみると、次の特徴があった。

ブドウは、ほぼすべての規模階層で農家数が減少しており、主要果樹のなかで担い手として農家の脆弱化が最も顕著であった。モモは、小規模階層での農家数の減少が続いているが、規模の大きい階層での農家数の緩やかな増加があった。そのため、モモは、担い手の脆弱化が進んでいるものの、一部に企業的な経営に向けた農家の

規模拡大の動きがあると考えられる。これらに対してナシは、ほぼすべての規模階層で農家数が増加し、特に小規模階層に増加数が多かった。

次に、果樹農家の労働力保有状況の推移を表2に示した。特徴的な点は、1つに60歳未満の男子専従者を確保している農家率がすべての規模階層で低下しており、家族労働力の高齢化が急速に進んでいること、2つに60歳未満の男子専従者が相対的に多く確保されている規模の大きい階層でも約50～60%にとどまる一方で、既に専従者がいない農家率が10%を超えていた。そのため、今後、こうした家族労働力の不足した農家で栽培面積縮小への動きが顕在化してくる可能性が高いと考えられる。加えて表3に示すように、多くの規模階層で外部労働力の利用率が増加傾向にあるとともに、近年、規模の大きい階層で外部労働力の利用形態に手間替え・結いの減少と臨時雇用の増加という特徴的な変化がみられ、これらの点からも家族労働力に余裕がなくなっていることが推察される。

以上のことから、本県の果樹は、栽培規模に関わりなく家族労働力の脆弱化が進行するなかで、生産からの撤

表1 岡山県におけるブドウ、モモ、ナシの栽培規模別販売農家の増減^{a)}

(単位：戸)

	栽培面積 (a)	ブドウ			モモ			ナシ		
		1985	1990	1995	1985	1990	1995	1985	1990	1995
対 5 年 前 増 減 数	1戸当たり栽培面積 (a)	18.8	20.6	18.7	11.2	14.8	15.0	14.0	14.3	12.6
	0.1ha未満	*	▲672	149	*	▲1,262	60	*	5	81
	0.1～0.3	▲316	▲386	▲153	157	▲350	▲60	2	▲6	124
	0.3～0.5	▲154	▲111	▲35	▲19	▲16	3	8	35	25
	0.5～1.0	▲159	▲54	▲107	▲22	5	▲6	▲8	33	33
	1.0～1.5	▲17	▲64	▲10	13	▲14	28	8	▲2	11
	1.5～2.0	±0	▲2	1	5	2	2	▲4	1	4
	2.0ha以上	4	±0	▲4	▲1	7	▲2	±0	1	±0

a) 各年次農林業センサスによる。なお、*はデータなし。

表2 岡山県における果樹栽培規模別農家の労働力保有状況^{a)}

	栽培面積 (a)	家族労働力状況 (%)									
		専従者なし農家率			男子専従者あり農家率			うち60歳未満男子専従者あり農家率			
		1985	1990	1995	1985	1990	1995	1985	1990	1995	1985
合計	21,150	14,452	14,375	57.8	50.0	52.0	30.7	39.4	37.8	12.7	12.8
0.1ha未満	10,800	5,639	6,016	74.0	67.1	69.2	17.2	24.8	23.3	5.0	5.6
0.1～0.3	6,811	5,528	5,269	51.9	49.7	50.3	32.9	37.9	37.1	11.1	9.8
0.3～0.5	1,928	1,811	1,739	25.9	26.9	26.5	58.6	58.2	59.4	28.3	20.0
0.5～1.0	1,283	1,208	1,084	13.3	14.3	15.4	76.7	76.2	75.6	48.5	39.1
1.0～1.5	257	189	201	11.7	11.6	11.4	82.5	85.2	83.6	63.8	58.2
1.5～2.0	44	46	44	15.9	17.4	11.4	81.8	82.6	88.6	75.0	69.6
2.0ha以上	27	31	22	14.8	19.4	13.6	85.2	80.6	86.4	70.4	61.3

a) 各年次農林業センサスによる。

退や栽培規模の縮小を余儀なくされる農家が多数発生し、これ以外の農家でも家族労働力の脆弱化を補うために外部労働力への依存を強める方向で生産を維持している農家が増えつつあると判断される。

表3 岡山県における果樹栽培規模別農家の外部労働力利用状況^{a)}

(単位：%)

	年間雇用あり			臨時雇用あり			手間替え・結いあり		
	農家率			農家率			農家率		
	1985	1990	1995	1985	1990	1995	1985	1990	1995
合計	*	0.2	0.3	9.1	9.9	9.9	*	15.7	16.8
0.1ha未満	*	0.0	0.1	5.1	6.7	4.9	*	15.2	16.0
0.1～0.3	*	0.1	0.2	8.0	7.7	7.4	*	14.3	16.4
0.3～0.5	*	0.4	0.3	17.3	13.7	16.3	*	17.4	17.4
0.5～1.0	*	0.8	0.9	27.6	23.0	31.4	*	18.7	20.7
1.0～1.5	*	2.6	1.5	36.6	34.4	36.8	*	27.0	24.9
1.5～2.0	*	8.7	2.3	52.3	41.3	52.3	*	39.1	31.8
2.0ha以上	*	6.5	4.5	55.6	48.4	54.5	*	19.4	22.7

a) 各年次農林業センサスによる。なお、*はデータなし。

(2) ブドウ、モモ生産の将来予測

販売農家に自給的農家を含めた県下の果樹栽培総農家数は、1990年から1995年の5年間にブドウが4,008戸から3,871戸に、モモが4,124戸から4,175戸になった。同様に、総栽培面積はブドウが974haから847haに、モモが752haから758haになった。そこで、この期間の動向を基に20年後の2015年までの生産動向を予測した結果を図1及び図2に示した。

ブドウは、すべての規模階層で農家の減少が続き、20年後の農家数は現在の約73%に減少した。特に、規模の大きい階層での農家減少率が大きく、50a以上の農家は県下で200戸を割った。また、地帯別には中山間地域よりも都市的地域を含む平坦地域（以下、平坦地域と称す）での農家数の減少が大きく、その結果として県南部での減少を中心に県下の栽培面積は現在の約63%に減少した。

モモは、栽培規模50aを境に小規模農家の減少と大規模農家の増加が続いたが、総農家数は小規模農家の減少

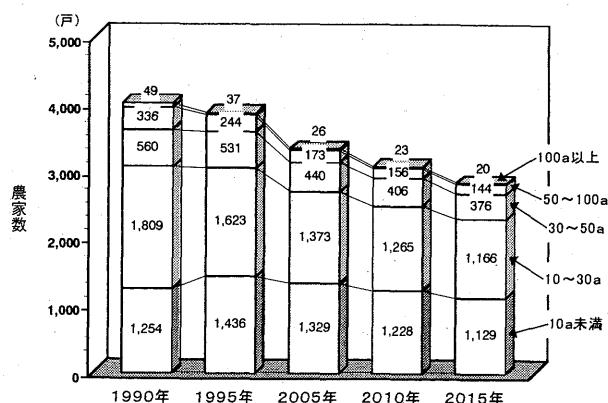


図1-1 ブドウ栽培農家数の予測^{a)}

a) 1990年及び1995年農業センサスをもとにしたマルコフ分析による。

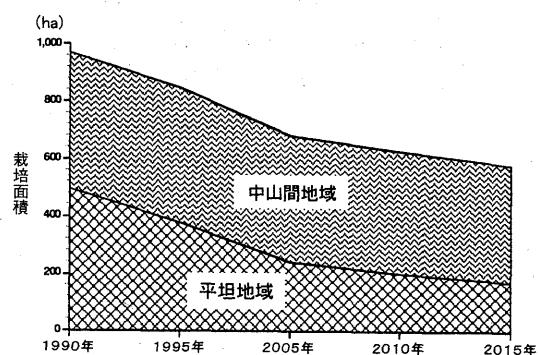


図1-2 地帯別ブドウ栽培面積の予測^{a)}

a) 図1-1に同じ。

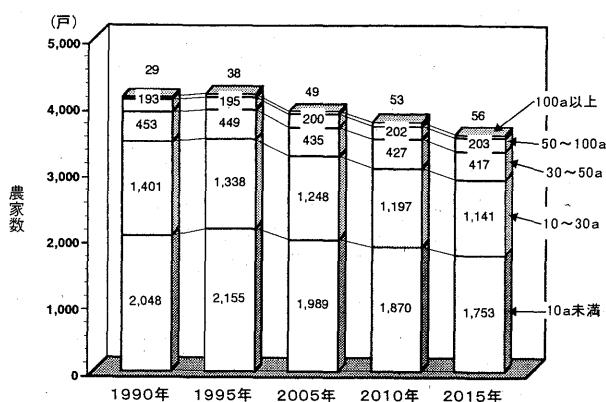


図2-1 モモ栽培農家数の予測^{a)}

a) 図1-1に同じ。

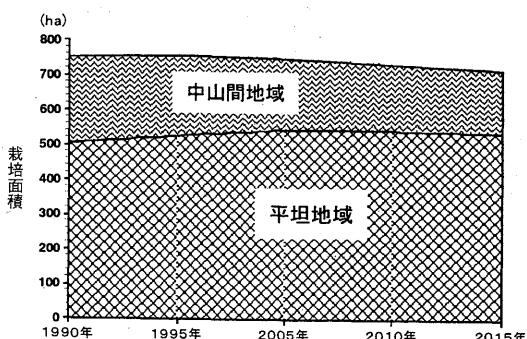


図2-2 地帯別モモ栽培面積の予測^{a)}

a) 図1-1に同じ。

表4 ブドウ、モモ、ナシにかかる遊休樹園地の
貸借状況^{a)}

(単位: ha, %)

	調査対象農協		県下推計値		
	栽培面積	貸借面積	貸借率	1997年 栽培面積	貸借面積
	合計			栽培面積	
モモ園	640.8	18.3	2.9	796	22.7
ブドウ園	1027.5	15.0	1.5	1220	17.8
ナシ園	155.8	3.1	2.0	163	3.2
合計	1824.1	36.4	2.0	2179	43.7

^{a)} 1999年、県下の農協へのアンケート調査による。なお、県下推計値は、回答が得られた44農協管内の栽培面積が県下の栽培面積の83.5%に相当したため、調査結果/83.5%によって算出している。

が上回ることから約14%減少した。また、地帯別には大規模農家の増加は平坦地域に偏っており、中山間地域は総じて農家数が減少した。この結果、栽培面積は平坦地域で微増、中山間地域で減少し、20年後は県下で約6%の減少になった。

のことから、現在の状況が継続すれば、栽培管理のできなくなった遊休樹園地が耕作放棄園としてブドウ園を中心に増加し続けることになる。そのため、本県果樹振興のためには、円滑な遊休樹園地の流動化に向けた仕組みづくりが緊急の課題になっていると判断される。

2. 遊休樹園地の実態と貸借停滞要因

(1) 主要果樹の遊休樹園地実態

流動化率が非常に低いため、その後の実態に不明な点が多い遊休樹園地について調査した結果、表4、表5及び

表5 ブドウ、モモ、ナシにかかる樹園地貸借の
状況・内容^{a)}

(単位: %)

貸借期間	5年以内	6~9年	10年以上	定めず
	21.7	13.0	13.0	52.3
貸借時の状態	更地	伐採のみ	植付状態	その他
	3.8	—	88.5	7.7
返却条件	更地	伐採のみ	条件無し	その他
	30.8	3.8	57.7	7.7
貸借調整主体	当事者のみ	集落・生産部会	農協	農業委員会
	85.2	—	3.7	11.1

^{a)} 表4と同じ。なお、貸借の状況・内容については、最も一般的的な状況について尋ねた結果である。

表6 ブドウ、モモ、ナシにかかる状態別耕作放棄園
状況^{a)}

(単位: ha, %)

	耕作放棄 面積	放棄状態			
		更地	伐採のみ	植付状態	その他
調査面積構成比	103.6	15.7	23.2	62.3	2.5
	100.0	15.2	22.4	60.1	2.3
県下推計値	124.1	18.9	27.8	74.6	2.8

^{a)} 表4と同じ。

表6に示すような状況にあった。

まず、流動化によって引き続き果樹生産に利用されている遊休樹園地は栽培面積の約2%であり、調査結果から県下で40haにとどまるとして判断された。また、これを貸借時の状況や内容でみると、樹体を植えたまでの当事者間だけによる貸借が一般的となっており、貸借期間や返却条件は特に設けられていない場合が多くかった。さらに、一般的な借地料水準の質問に対する回答は63.6%

表7 農協営農指導員の耕作放棄園の今後の見方^{a)}

(単位: %)

		5年後の状態					10年後の状態				
		かなり 増加	やや 増加	変化 しない	やや 減少	かなり 減少	かなり 増加	やや 増加	変化 しない	やや 減少	かなり 減少
全 体 平 均		14.3	54.7	28.6	2.4	—	54.7	38.1	4.8	2.4	—
作目別・ 产地規 模別	モモ産地平均	19.4	58.1	19.4	3.1	—	58.1	32.3	6.5	3.1	—
	20ha未満	13.6	59.2	22.7	4.5	—	50.0	40.9	9.1	—	—
	20~40ha	25.0	50.0	25.0	—	—	75.0	25.0	—	—	—
	40ha以上	40.0	60.0	—	—	—	80.0	—	—	20.0	—
作目別・ 产地規 模別	ブドウ産地平均	13.2	55.3	28.9	2.6	—	55.3	36.8	5.3	2.6	—
	20ha未満	14.3	50.0	32.1	3.6	—	49.9	42.9	3.6	3.6	—
	20~40ha	—	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—
	40ha以上	12.5	62.5	25.0	—	—	62.5	25.0	12.5	—	—
ナシ産地平均	ナシ産地平均	16.0	52.0	28.0	4.0	—	48.0	40.0	8.0	4.0	—
	20ha未満	17.4	47.9	30.4	4.3	—	43.5	43.5	8.7	4.3	—
	20~40ha	—	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—

^{a)} 表4と同じ。

表8 農協営農指導員の考える樹園地貸借停滞理由（複数回答）^{a)}

(単位：%)

貸し手側 理由	回答率	借り手側 理由	回答率
1. 信頼できる仲介者や組織がない	57.6	1. 栽培条件の劣悪な園地が多い	67.6
2. 貸してもよいのに借り手がいない	54.5	2. 借り手側に労力的な余裕がない	61.8
3. 返却してもらえるかが不安	48.5	3. 放任され、樹体が荒れている園が多い	58.8
4. 客觀的な地代の目安がない	36.4	4. 信頼できる仲介者や組織がない	38.2
5. 貸付期間が長い	36.4	5. 客觀的な地代の目安がない	32.4
6. 追加投資の負担方法が不明確	27.3	6. 老齢樹やニーズに合わない品種園が多い	32.4
7. 園地の管理方法に不安	21.2	7. 追加投資の負担方法が不明確	26.5
8. 返却時の離作料請求が心配	21.2	8. 借り手の園の集積に役立たない園が多い	26.5
9. 心情的な面で貸付が忍びない	21.2	9. 優良園にした時点での返却要請が不安	17.6
10. 財産として常にもっておきたい	15.2	10. 借地期間が短い	2.9
11. 心情的に隣近所には貸したくない	12.1	11. 借地料が高い	—
12. 借地料が安い	6.1	12. その他	2.9
13. その他	3.0		

^{a)} 表4に同じ。なお、樹園地貸借が停滞する理由として考える項目を5つ以内で選択してもらった結果である。

が「無料」であった。そのため、遊休樹園地の流動化は、圧倒的に借り手市場にあると考えられる。

この結果、多くの遊休樹園地は流動化されないままに耕作放棄園になっていると考えられ、その割合は栽培面積に対して約5.7%、県下で120ha程度になると判断された。また、これを放棄された状態別にみると、植えたまでの放置園が60%に達していたことから、病害虫の発生場所として近隣園の生産環境の悪化を招く要因になっている園が多いと考えられる。

こうしたなかで、今後の耕作放棄園の動向を営農指導員がどのようにみているのかを示したのが表7である。これによると、今後5年間は変化しないか緩やかな増加にとどまるが、10年後にはかなり増加するとみており、この傾向は営農指導員の共通する見方であった。つまり、5~10年後には多くの農家が果樹生産を縮小又は中止し、それによって発生する遊休樹園地は有効に活用されないままに耕作放棄園になるとみていた。また、こうした見方は、産地規模が大きい農協の営農指導員ほど顕著になっており、主要産地ほど今後の遊休樹園地対策が大きな課題になってくる可能性が高いと考えられる。

(2) 遊休樹園地の貸借停滞要因

このように産地にとって深刻化しつつある遊休樹園地は、流動化によって継続的に果樹園として利用されることが最も望まれる方向である。しかし、前述のように借り手市場の状況が強いにもかかわらず、現実には流動化がほとんど進展していない。そこで、流動化が進展しない要因を貸し手側からみた要因と借り手側からみた要因に分けて、営農指導員がどのようにみているのかを表8に示したが、以下の特徴があった。

第1に、貸し手側、借り手側ともに借り手不足を要因の上位にあげており、関係機関での懸命な扱い手確保への取組みが行われている（岡山県農林水産部農業経営課、2001）にもかかわらず、現在のところ果樹部門については顕著な効果が現れていないことであった。

第2は、農業委員会による貸借の仲介行為が制度として準備されているにもかかわらず、貸し手側からみた要因として「信頼のおける仲介組織がない（あるいは機能していない）」ことであった。また、指摘の多かった土地の返却や地代設定に対する貸し手側の不安なども仲介組織がないことによって派生する問題である。これらのこととは、営農指導員が現状の仕組みのままでは必ずしも十分な遊休樹園地の流動化につながらないとみていることを示しており、新たな流動化促進に向けた仕組みを求めていると考えられる。

一方、借り手側からみた要因は、貸し手側からみた場合と同様に仲介組織がないために問題となる借り手側の契約上の心理的な不安のほかに、樹園地としての基盤や樹体の不良化を指摘していた。これが第3の特徴である。このことは、樹園地整備水準の低さに加えて、遊休樹園地化情報が不足するなかで対応が遅れ、このことによって起きた樹体の放任期間の発生が借り手側に借り受けを躊躇させる要因になっていると営農指導員がみていることを示しており、この点からも流動化が円滑に進む新たな仕組みを求めていると考えられる。

以上のことから、樹園地流動化の停滞要因は、扱い手不足と遊休樹園地の不良化、及び仲介機能の弱さに伴う貸借当事者の心理的不安の存在と産地内情報管理の弱さの4点に絞ることができる。そのため、本県の果樹産地

に求められている樹園地流動化対策は、①担い手確保への取組み強化、②樹園地の生産環境条件の整備促進、③耕作者台帳の整備強化による遊休樹園地発生情報の早期把握、④遊休樹園地の円滑な流動化を進めるための仕組みづくり（いわゆる流動化調整システムの形成）、⑤樹園地の客観的な評価基準の作成である。特に、流動化の仕組みづくりは、遊休樹園地対策の中核に位置付けられるため、果樹産地再編に向けて必要不可欠な対策と考えられる。

摘要

岡山県の果樹生産について、農家の保有労働力の動向などから脆弱化が進行していることを検証するとともに、今後の生産動向を予測した。また、生産に利用されなくなった遊休樹園地の実態を農協営農指導員へのアンケート調査から明らかにするとともに、流動化を停滞させている要因と流動化促進に向けた課題を摘出した。

1. 果樹農家は、栽培規模に関わりなく60歳未満の男子専従者を確保している農家が急速に減少し、規模の大きい農家層でも確保率は50～60%にとどまる状況にある。
2. 1990年から1995年の5年間の果樹農家の動向から2015年の将来予測を行った結果、現状が続ければ栽培管理のできない遊休樹園地が耕作放棄園としてブドウ園を中心に増加を続けると判断される。

3. 主要果樹にかかる遊休樹園地の多くが耕作放棄園化しており、栽培面積に対する耕作放棄園率は約5.7%、また耕作放棄園の60%が植えたままの状態で放置されている。

4. 農協営農指導員は、遊休樹園地の流動化が進展しない要因として、担い手不足と遊休樹園地の不良化、及び仲介機能の弱さと貸借当事者の契約上の心理的不安の存在を指摘している。そのため、本県の果樹産地における遊休樹園地の流動化対策は、①担い手確保への取組み強化、②樹園地の生産環境条件の整備促進、③耕作者台帳の整備強化による遊休樹園地発生情報の早期把握、④遊休樹園地の流動化を円滑に進めるための仕組みづくり（いわゆる流動化調整システムの形成）、⑤客観的な樹園地評価基準の作成の5点である。

引用文献

- 岡山県企画振興部統計管理課（2000）2000年世界農林業センサス結果概要（速報）の要約：3-19.
- 岡山県農林水産部農業経営課（2001）農業経営基盤強化促進事業実績報告.
- 岡山県農林水産部農業経営課（2001）平成13年度農業経営課の事業概要：19-43.
- 全国農業改良普及協会（1998）新農業経営ハンドブック：1051.